

熊本市宿泊税制度周知業務委託基本仕様書

1 業務名

熊本市宿泊税制度周知業務委託

2 目的

本市では、観光都市としての魅力向上、訪れる人に優しい滞在環境の構築及び、戦略的な誘客促進、その他の観光振興に積極的、かつ、継続的に取り組むための安定的な財源確保のために令和8年7月以降に宿泊税を導入することとしている。

宿泊税は、宿泊施設の経営者に宿泊客から税を徴収していただき、本市に申告納入していただく特別徴収制度であることから、その円滑な導入にあたっては、宿泊客及び市民に対し、効果的な制度の周知を図っていく必要がある。

このことから、公募型プロポーザル方式により、宿泊税制度の周知業務について、契約候補者の選定を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務内容

(1)広報物の印刷・配布

円滑に宿泊税を納付いただくことを目的として、宿泊施設や公共施設等に掲示するポスターや、宿泊事業者が宿泊者に宿泊税の概要や用途を説明するために使用するチラシなど、次の広報物を印刷・配布する。

なお、委託者から提供する版下データを用いて印刷すること。

ア 宿泊施設等に掲示するポスター

規格仕様:B2 タテ カラー コート紙、135KG

制作部数:3,700枚

イ 宿泊施設等に設置するチラシ

規格仕様:A4 タテ カラー コート紙、90KG

作成部数:17,000 枚

ウ 宿泊施設等で宿泊客に配布するリーフレット

規格仕様:A4 巻き三つ折り カラー コート紙、110KG

制作部数:17,000 枚

エ 宿泊施設等に設置する三角ポップ

規格仕様:差込型 カラー コート紙 PP 加工

制作部数:3,700 枚

※組立前の状態で納品すること

(2)宿泊税制度の周知広報

本市の宿泊税制度の概要や用途を、国内外からの宿泊客へ広く周知するとともに、市民へも周知し、宿泊税への理解を促進するため、上記(1)の広報物を用いて、又は新たな広報物を制作し、阿蘇くまもと空港や市内の主要鉄道駅等への掲示、デジタルサイネージへの掲載、SNS 広告など、周知効果が高い媒体等において、ターゲット層を明確にし、効果的な広報について提案すること。

なお、周知広報の開始は令和8年1月からとし、掲示場所の使用料金、撤去費等の諸経費は、委託料に含むものとする。

(3)留意点

ア (1)の広報物の印刷・配布は必須項目である。

イ (1)アからエは納品期間内に、各納品場所へ一括納品すること。納品期間と納品場所は次のとおりとする。

納品期間:令和 7 年 11 月 1 日 (土) ~ 11 月 30 日 (日)

納品場所:委託者が指定するホテル・旅館・宿泊事業者(約350か所)及び本市市民税課

※納品場所ごとの配布枚数は(別紙)のとおりとする。

※納品時点の施設登録状況に基づき確定するため、送付数は変動する。

ウ 新たな広報物の制作や広報媒体等の使用に料金が発生する場合は、当該経費は契約金額に含むものとするため、見積金額に含める。

5 特記事項

(1)印刷費、広告料など、本業務に係る一切の経費は、全て委託料に含むものとする。

(2)受託者は、本業務の遂行に当たり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、委託者

の意図及び目的を十分に理解した上で、適正な人員を配置し、正確に行うこと。

(3)受託者は、本仕様書に記載の各業務の進行過程を含む納品までのスケジュール等を明らかにした業務実施計画書を作成し、委託者の承認を得ること。また、スケジュールに沿って、遅延なく業務を進めること。

(4)受託者は、業務完了後速やかに報告書を作成し、委託者に提出すること。

(5)本仕様書及び契約書に定めのない事項や、その他調整を要する事項については、受託者と委託者が協議の上、決定する。

(6)受託者が本業務によって委託者又は第三者に損害を与えたときは、受託者が賠償の責任を負う。

6 再委託

本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

※委託者との協議により、委託者が本業務の一部について委託することを承諾した場合はこの限りではない。なお、再委託先の行為については、受託者が全ての責任を負うものとする。

7 著作権

受託者は、成果物に関する著作権を委託者に譲渡し、著作者人格権を行使せず、成果物の利用が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証すること。

8 個人情報

受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

9 問合せ先

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市財政局税務部税制課 担当:折田・諏訪・吉川
電 話:096-328-2174
F A X:096-324-1474
E-mail:zeisei@city.kumamoto.lg.jp

(別紙)

令和7年5月末時点での納品場所及びその数を示したもの。

納品時点の施設登録状況に基づき確定するため、送付数は変動する。

納品場所	納品場所数 (か所)
熊本市内	284
熊本県内(熊本市を除く)	21
福岡県	12
鹿児島県	1
東京都	10
神奈川県	1
本市市民税課	1
合計	330

4(1)制作部数のうち、各宿泊施設へ納品したあとの残数を本市市民税課へ納品する。

宿泊施設等	施設数 (か所)	1施設あたりの配布数 (枚)			
		ポスター	チラシ	リーフレット	三角ポップ
簡易宿所	264	10	30	30	10
民泊					
旅館・ホテル (総定員数 100 人未満)					
旅館・ホテル (総定員数 100～300人)	41	10	100	100	10
旅館・ホテル (総定員数 300 人以上)	24	20	100	100	20
本市市民税課 (残数を納品)	1	170	2,580	2,580	170
合計	330	3,700	17,000	17,000	3,700